

学童クラブ等従事職員宿舍借り上げ支援事業の実施について

1 背景・経緯

国は、放課後児童支援員等に係る人手不足の状況を踏まえ、「放課後児童対策パッケージ2026」において、人材確保対策の強化について示しています。また、東京都においては、令和8年度から新たに「学童クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業」を実施し、学童クラブ従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者に対して支援を行う区市町村への補助を開始します。

区においても、共働き家庭等の小学生を預かる学童クラブ及び放課GO→で小学生の放課後等の居場所を提供していますが、近年、必要な人員の確保が課題となっているため、学童クラブ等に従事する職員のための宿舍の借り上げを行う事業者に対し、その費用の一部を補助する事業を実施します。

2 事業概要

(1) 事業目的

学童クラブ事業等の安定的な運営のため、小学生の放課後等の居場所を確保するための事業に従事する人員の確保、定着を図ることを目的とします。

(2) 対象

学童クラブ又は放課GO→に従事する常勤の放課後児童支援員又は補助員が居住する宿舍を借り上げた事業者

(3) 補助金額

ア 補助基準額

1戸当たり月額8万2千円 ※区内宿舍の場合、月額3万円を上乗せ

イ 補助率及び補助上限

7/8、1支援単位（施設）当たり3戸/月まで

ウ 補助対象経費

令和8年4月以降に要した賃料及び共益費等の宿舍借り上げに要する経費

3 事業規模

56,448千円

特定財源として、東京都の学童クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業費補助金（補助率3/4）を活用します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	6月	令和8年第2回港区議会定例会（補正予算案の提出）
	7月	対象事業者への周知、事業の開始